

親水公園等設備点検委託
仕様書

令和9年度
江戸川区

第1章 概要

1. 1 委託名

親水公園等設備点検委託（以下「本委託」という。）

1. 2 委託期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで。

ただし、業務評価を実施し、評価結果が優良及び良好の場合において、法令違反や重大な瑕疵がないときは、翌年度の委託契約を継続することがある。継続期間は受託初年度より最長5年を限度とする。

1. 3 委託目的

本委託は、別途契約する「親水公園等設備管理委託」の補助業務であり、親水公園、親水緑道及び公園の設備安定稼働を目的とする。

1. 4 履行場所

親水公園4路線、親水緑道17路線及び公園22園

詳細は次の別紙参照のこと。

（1）別紙－1「対象箇所」

（2）別紙－2「施設一覧」

（3）別紙－3「設備台帳」

1. 5 委託概要

ポンプ引上げ点検、修繕、時間外業務、薬品等補充、特別水質調査

第2章 総則

2. 1 総則

親水公園等設備点検委託仕様書（以下「本仕様書」という。）は、本委託に適用する。

また、「親水公園等設備管理委託・点検委託プロポーザル提案書」に基づき遂行すること。

2. 2 疑義の解釈

業務受託者（以下「受託者」という。）が本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、江戸川区（以下「区」という。）と協議のうえ、定めるものとする。

2. 3 受託者の条件

以下の要件を満たすこと。

（1）「2. 9 代理人」に示す条件を満たす代理人を選定するとともに、業務に係る下記必須資格を有し、業務に必要な人員を配置できること。

※業務に係る必須資格

①下水道技術検定、②酸素欠乏・硫化水素危険作業主任技術者、③危険物取扱者（甲種または乙1）、④玉掛技能講習、⑤低圧電気取扱者業務特別教育、⑥電気工事士

- (2) 本委託に係る基本知識、技術及び機材を準備していること。
- (3) 委託期間 365 日中 24 時間受託者の自社能力による態勢であること。

緊急時は 24 時間対応が可能なこと。

※「自社能力による態勢」とは、夜間・休日等の緊急時に即対応できる直営班等を組織している態勢を指し、本仕様書及び親水公園等設備管理委託仕様書に示す業務内容を遵守できるものをいう。

2. 4 監督員

- (1) 本委託履行に係る区の業務担当職員を監督員（以下「監督員」という。）とする。
- (2) 監督員は受託者に対し、業務の履行について必要な指示を行うことができる。
- (3) 受託者は、業務の履行に関し疑義が生じた場合は、監督員と協議すること。

2. 5 法令等の遵守

業務履行にあたり、関係諸法令、条例、規則、都及び区の諸規定等を遵守しなければならない。

2. 6 他の仕様書等の適用

業務の中で修理を行う場合は、以下の仕様書及び基準による。

なお、「東京都」の部分「江戸川区」と読み替える。

- (1) 東京都機械設備工事標準仕様書
- (2) 東京都電気設備工事標準仕様書
- (3) 東京都建築工事標準仕様書
- (4) 東京都土木工事標準仕様書
- (5) 東京都維持保全業務標準仕様書
- (6) 揚排水機場設備点検・整備指針（案）同解説
- (7) メーカー取扱説明書

2. 7 守秘義務

区及び当該施設に関する、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約の解除後及び期間完了後においても同様とする。なお、作業従事者へも、同様の内容を周知徹底すること。

2. 8 提出書類

- (1) 業務の履行に関わる提出書類の様式及び提出時期などは「受注者等提出書類処理基準」（区土木部）による。
- (2) 様式の定めのない書類を提出する場合は、監督員との協議による。
- (3) 業務報告書、記録写真、完了届等の監督員への提出は月間を集計し翌月上旬にすみやかに行うこと。
- (4) 提出した書類に変更が生じたときには、直ちに変更した書類を監督員に提出すること。
- (5) 委託業者に関して事故があった場合は直ちに区に報告し、区の調査に応じること。

2. 9 代理人

「代理人」とは契約の履行に関し、業務の管理及び統括を行うもので、業務及び技術上の管理を行うに必要な能力と経験を有する者とし、受託者が定めた責任者をいう。

- (1) 受託者はすみやかに現場作業を掌握するため、代理人を定め、通知しなければならない。また、代理人を変更する場合も同様とする。
- (2) 受託者は代理人代行者を選任し、届出し受託業務の遂行及び連絡について代理人が不在であっても業務に支障をきたさないようにする。
- (3) 代理人は下水道管理技術認定試験または下水道第3種技術検定合格者かつ実務経験5年以上で、受託者業務の履行の管理及び運営に必要な知識、技能、経験を有する者とする。
- (4) 代理人は正社員（委託契約期間内において、契約開始日から契約終了日まで会社と直接雇用契約を結んだ社員）として契約日の以前3カ月以上の雇用関係にある者とする。
- (5) その業務の遂行上、常に監督員との連携を緊密にし、必要な連絡を行うものとする。
- (6) 主要な職は以下のとおりとする。
 - ① 業務の管理運営
 - ② 従事者への業務指示
 - ③ 区からの業務指示受託
 - ④ 連絡調整
 - ⑤ 業務報告

2. 10 従事者

「従事者」とは契約の履行に関し、代理人の管理及び統括により業務を行う者とし、受託者が定めた従事者をいう。

また、従事者は浄水場等設備の運転、保守点検業務、電気工作物の維持管理、保安業務などの知識や経験を有する者とする。

2. 11 一般事項

- (1) 受託者は、区の委託目的を十分に理解したうえで作業にあたること。
- (2) 業務の実施上やむを得ず停電、断水等を伴う作業を必要とする場合、その時期、作業方法、連絡手段等について事前に監督員と十分に打合せ、承諾を得たうえ、実施すること。
- (3) 機器の異常を発見したときは、すみやかに監督員へ連絡するとともに、軽微な補修及び原因の調査を行い、業務報告書にその内容を明記し、提出すること。
なお、補修及び調査内容に疑義がある場合、再度の現場調査を指示することがある。
- (4) 業務を行うに当たっては、その対象又は周辺に適切な養生を行い、汚損等の障害を与えた場合は、監督員に報告のうえ、受託者の責任において復旧すること。
- (5) ランニングコスト等管理・運転経費の削減に努めること。
- (6) 受託者は、区の求めに応じて、会議打ち合わせ等に参加すること。
- (7) 関係機関及び施設利用者への連絡は、原則として区から行う。
- (8) 他の受託者及び請負工事業者との間で相互に協力し、的確な処置を施すこと。
- (9) 区が実施する業務に伴い、運転及び業務実施方法の変更を必要とする場合はこれに協力すること。

(10) 自動車を利用する際は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）の規定を遵守すること。

2. 12 発生材及び廃棄物等の処理

業務履行に伴い発生する発生材及び廃棄物は、受託者の責任で適切に処理すること。

2. 13 業務遂行上の取扱い

点検整備等の業務遂行に伴い生じた施設等の損害については、受託者が負担しなければならない。

ただし、受託者が善良な管理の注意をもってしても通常避けることができない理由により生じた損害については、区が負担する。

第3章 業務

3. 1 業務指示

本委託の業務は、監督員の指示により履行する。

3. 2 業務日、時間

(1) 業務日

業務委託期間の全日とする。

(2) 業務時間

8 時 30 分から 17 時 15 分を基本業務時間とする。

ただし、緊急時は 24 時間対応すること。

3. 3 業務要領

仕様書の内容に沿って以下の業務を行うこと。

3. 3. 1 ポンプ引上げ保守点検業務

区の指示に従い、水中ポンプを引き上げて詳細点検を行うこと。

点検内容は以下を基本とする。

- ①潤滑油・犠牲陽極交換
- ②異物噛み込みの除去
- ③外観点検
- ④絶縁抵抗値、電流値測定
- ⑤清掃

3. 3. 2 修繕業務

設備の保守点検業務において異常・故障を発見した場合、部品交換を伴う修繕を行うこと。

主な想定業務は以下のとおり。

- (1) 電磁接触器、ブレーカー、リレー等の電気部品
- (2) 水位計、ろ布等

3. 3. 3 時間外業務

主な想定業務は以下のとおり。

- (1) 設備異常時の点検と復旧
- (2) 風水害や震災時の対応
- (3) その他、区が指示した業務

3. 3. 4 薬品等補充業務

対象施設の水質を健全に保つために薬品の補充を行うこと。

補充の実施時期については監督員と協議のうえ、決定すること。

納入場所は別紙－ 2「施設一覧」を参照すること。

(1) 薬品等仕様

- ア 次亜塩素酸ナトリウム[kg] 有効塩素濃度 13%程度 (ローリー車)
- イ 次亜塩素酸ナトリウム[kg] 有効塩素濃度 12%程度 (ポリタンク)
- ウ 次亜塩素酸カルシウム[kg] 固形 20g 錠剤、中性、有効塩素濃度 70%以上
- エ 珪藻土[袋] エース 2 号
- オ トリクロロイソシアヌル酸[箱] 固形錠剤、有効塩素濃度 85%以上

(2) 納入量

数量は、監督員と相談し決定すること。

なお、下記数量は参考である。

令和 7 年度納入実績	ア	イ	ウ	エ	オ
小松川境川親水公園	17,730	0	0	0	0
古川親水公園	0	226	2	10	0
一之江境川親水公園	1,160	0	0	33	0
新長島川親水公園	500	0	0	0	0
葛西親水四季の道	0	0	11	0	0
行船公園	0	1,140	0	300	0
公園 21 園	0	0	140	0	10
合計	19,930	1,366	153	343	10

(3) 納入報告

納品書、計量証明書の写し及び薬品管理実績表を提出すること。

3. 3. 5 特別水質調査業務

区の指示に従い、水質調査業務を行うこと。

- (1) 管理委託とは別に臨時で水質調査を行う。①の項目を調査する。
- (2) 管理委託または (1) に併せて②～⑥の項目を調査する。

なお、②～⑥は単独での調査は行わない。

- ①親水公園等設備管理委託 別紙－４「業務内容（２.水質調査業務）」、
- ②ふん便性大腸菌群数、③レジオネラ属菌、④SS、⑤BOD、⑥DO

3. 4 記録及び報告

- （１）業務記録報告書は業務月分を集計し翌月上旬までに監督員へ提出すること。
- （２）区の指示がある場合は、「業務記録報告書」以外の業務関連書類も作成、提出すること。

3. 5 後片付け

その日の業務終了に際し、後片付け、清掃、使用機材の整理整頓及び安全確認を行うこと。

第4章 安全管理

4. 1 一般事項

- （１）「労働安全衛生法」、「同施行令」、「同規則」その他災害防止関係法令の定めるところにより、常に安全管理に必要な措置を講じ、労働災害発生の防止に努めること。
- （２）委託履行上の電撃、薬品類、毒性ガス、酸素欠乏空気、可燃性ガス等について必要な保安施設の設置、適切な施工方法の採用等に注意し、危険防止の措置を施すこと。
- （３）他の工事等と作業現場が隣接又は交錯する場合、常に相互に調整して安全管理に支障がないよう措置すること。
- （４）火薬、ガス、油類その他の可燃性物質、放射性物質、劇物等の危険な物を使用する場合、その保管及び取扱いについて関係法令の定めるところに従い、必要な措置をとること。
- （５）監督員が安全を確保するために行う指示には相応の措置をとること。
- （６）作業現場の秩序を保つとともに火災、盗難等事故防止、熱中症対策の措置をとること。
- （７）委託の履行中機械器具類、材料等は、保安上の妨げとならないよう使用の都度整理し不要なものは場外に搬出する等、作業現場の整理整頓に努めること。
- （８）平素から気象情報等について十分な注意を払い、豪雨、出水その他天災に対して、常に対処できるよう準備しておくこと。
- （９）自転車を利用する際は、ヘルメットを着用し、道路交通法を遵守すること。

4. 2 安全点検

作業現場の災害を未然に防止するため責任者を定め、定期的に現場の整理整頓状態、使用機械器具、通路、仮設作業用具、作業員の服装等の点検を行うこと。

4. 3 事故防止

- （１）事故防止を図るため、安全対策を明確にし、受託者の責任で実施すること。なお、受託者は、委託施行について安全管理上の障害を発見した場合、すみやかに監督員に報告すること。
- （２）酸素欠乏危険場所等の作業にあたっては、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者を定め、作業前及び作業中の環境を測定記録するとともに、換気設備を設置する等により酸素欠乏又は有毒ガスによる事故防止に努めること。
- （３）作業場所に危険防止のための仮囲い、柵等の適切な施設を設置するとともに、夜間にあっては必要

に応じて照明及び保安灯を点じ、さらに常時点灯する等安全の確保につとめること。また、作業区域内に車両、歩行者の通行があるときは、防護施設及び交通整理員を置き、これらの安全に十分対処すること。

- (4) 作業の中断が生じた場合でも、その期間中作業場所における安全上の措置を十分講ずること。
- (5) 資格を必要とする運搬機械、クレーン、車両等を取り扱う場合、有資格者を配置すること。また、必要に応じて保安要員、誘導員等を配置すること。
- (6) 委託作業における作業足場を常に安全な状態に保ち、安全用具（安全帯、安全ネット、保護帽等）を使用し、材料、工具などの落下防止及び作業員の墜落防止の措置をとること。
- (7) 荷あげ機械（ウインチ、クレーン、チェーンブロック等）におけるワイヤーロープの玉かけ方法、安全荷重などに注意し、定められた方法により適正に行うこと。

4. 4 安全教育

委託作業にあたり安全管理者を定め、安全指導、安全標示等を行い、常に作業員の安全に対する関心を高揚するよう努めること。

- (1) 安全重点目標を定め作業員の参加する安全会議を積極的に開催すること等により、作業員の安全教育に努めること。
- (2) 作業予定、作業手順、注意事項等の周知徹底を図るため作業別のグループによる打合せを行うこと。
- (3) 危険個所に標示を行い、特に危険の多い作業や機械については、関係箇所に安全手順、取扱い上の注意事項等の掲示をすること。

第5章 その他

5. 1 個人情報の取り扱い

区が貸与する資料に記載された個人情報及び業務に関して知り得た個人情報はすべて区の個人情報であり、区の許可なく複写、複製または第三者へ提供してはならない。

5. 2 情報セキュリティの確保

電子情報の取扱いに関して、受託者は江戸川区情報セキュリティポリシー並びにサイバーセキュリティ基本方針等を遵守すること。

なお、受託者が情報セキュリティを確保することができなかったことにより区が被害を被った場合には、区が受託者に損害賠償を請求することができる。区が請求する損害賠償額は、区が実際に被った損害額とする。

5. 3 再委託

全ての業務を一括して再委託することは不可とする。

5. 4 不当介入に対する通報報告

受託にあたり、暴力団等から不当介入を受けた場合（再委託者が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。）は、「江戸川区契約における暴力団等排除に関する特約条項」に基づき、監督員への報告及び警視庁管轄警察署への通報並びに捜査上必要な協力をする。

5. 5 業務委託の引継ぎ及び研修

(1) 業務完了日前の区が必要と認める期間において、新たな受託者の求めに応じて技術指導、業務上取得した必要な情報・技術等の引継ぎ業務を十分に行い、当該業務に支障をきたすことなく円滑及び適切に業務が履行できるように対処しなければならない。

この際、必ず引継ぎ書を作成すること。

(2) 従事者に必要な知識取得、研修等を受けさせるとともに、業務引継ぎを行い委託期間内において業務の遂行に支障がないように準備すること。

(3) これら研修・引継ぎに係る費用等は各受託者の負担とする。

5. 6 支払い

本委託における支払いは次表のとおり分割して行う。

支払いを受ける場合は、「完了届」を提出し、江戸川区の履行確認検査員の検査を受けること。

支払金額については、各月の履行実績とする。

支払計画

回数	支払内訳
第1回	4、5月の履行分
第2回	6、7月の履行分
第3回	8、9月の履行分
第4回	10、11月の履行分
第5回	12、1月の履行分
第6回	2、3月の履行分